

「過労死等防止対策推進法」の成立にあたって（談話）

2014年6月26日

働くもののいのちと健康を守る全国センター

理事長 福地 保馬

6月20日、参議院本会議において「過労死等防止対策推進法」（以下「本法律」）が全会一致で可決・成立しました。

「二度と私達と同じ悲しみをさせる人を生み出したくない」一。ストップ！過労死 過労死防止法制定実行委員会は、「過労死を考える家族の会」や過労死弁護団、研究者、支援者など遺族の悲しみ、怒りを共有する人びとが中心となって2011年11月、実行委員会を結成し活動を進めてきました。100万人を目標にした制定を要求する請願署名は55万人分を超え、地方自治体の意見書は全国120地方議会に及びました。「いの健」全国センター、地方センターは各地でこの活動をともに進めてきました。

第1回の「過労死110番」から四半世紀超。過労死をなくすことを国の責務と明記した本法律が成立したことは、過労死等の防止にむけた大きな画期となるものであり、法成立に尽力された「家族の会」をはじめとしたすべての関係者のみなさまと喜びを共にするものです。

本法律は、大綱を作成し、国の責務として(1)過労死の実態の調査研究(2)教育、広報など国民への啓発(3)相談体制の整備(4)民間団体への支援という4つの対策を行い、自治体や事業主には対策に協力することを努力義務としています。また、遺族も参加する対策推進協議会の設置や国会への施策状況の報告を義務付けています。

過労死等に関する調査研究は、個人事業主やダブルワークの労働者を含む、すべての働く人びとの働く実態をつかむこと、労働災害・公務災害申請にさえ至らない過労死等の実態がわかるものとなることを要望します。また、長時間労働・過密労働が、労働者が人間らしく健康に働くことを妨げ、過労死の大きな要因になっていることから、本法律の成立を契機に「残業は年間360時間以内」との大臣告示を法定化するなど長時間労働を是正する実効ある措置をとることを求めます。

いまなお過労死・過労自殺は増え続けています。安倍内閣は本法律成立の4日後、「経済財政運営と改革の基本方針2014」「日本再興戦略改定」を閣議決定しました。そこで確認された「新たな労働時間制度」は、労働時間管理をないがしろにし、これまで以上に過剰な成果主義を生むという、まさに精神疾患を増大させ、過労自殺の原因を増幅させるものとなっています。「過労死はあってはならない」。国会が全会一致で決めた意志を、確実に実践するためにも、安倍内閣は雇用・労働規制緩和をただちに断念すべきです。

働くもののいのちと健康を守る全国センターは、本法律の成立を契機に、すべての働く人々にディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現と、過労死・過労自殺のない社会と職場をつくるため前進するものです。